

医 薬 第 2 1 9 7 号
令和2年（2020年）1月8日

各保健所設置市保健所長様
各総合振興局（振興局）保健環境部
（保健環境部地域保健室）長様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の
在り方等について

このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、貴所（部・室）管内の各医療機関、郡市医師会及び郡市歯科医師会あて周知願います。

なお、一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道歯科医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会には、別途通知しております。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

○医務薬務課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.htm>

医務薬務グループ
TEL 011-231-4111(内 25-350)
FAX 011-232-4108